

# ストップコロナ！対策認定制度に関するQ&A

令和2年8月20日（木）時点

NO	項目	質問事項	回答
1	制度全般	認定制度創設の狙いは何ですか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・群馬県独自の取り組みとして、業界団体が作成した感染症対策ガイドラインに基づき、前向きに対応する事業者に対する支援とした点です。</li> <li>・本事業の活用により、店舗側の感染対策の取り組みを『見える化』することで、消費者の不安を取り除き、安心して店舗を利用するきっかけとなります。</li> </ul>
2		認定制度創設の趣旨は何ですか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染拡大により深刻な影響を受けている小売・飲食サービス業等の事業者は、インターネット販売、テイクアウトやデリバリーなど、新しい営業手法を取り入れ、業績回復を図るとともに、業界ごとに作成したガイドラインに基づいて、様々な感染症対策を行っています。</li> <li>・事業者の多くは、先行きが見通せない中、客足の回復に不安を抱いており、消費者の側においても、各店舗が感染症対策を実施しているか心配する声も聞かれます。</li> <li>・このことから、県では業界ごとに作成しているガイドライン等に基づき、感染症対策をしっかりと行っている店舗を認定する制度を創設し、事業者に感染症対策を促すとともに消費者に安心して店舗を利用していただくよう取り組んでいきます。</li> </ul>
3		なぜ各商工会議所、群馬県商工会連合会が、窓口となり認定審査を行うのですか。（なぜ県が実施しないのですか。）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各商工会議所、群馬県商工会連合会は、これまでも事業者支援を担ってきており、地元事業者のことをよく知る支援機関が携わることで、正確な判断を行うことができると考えためです。</li> </ul>
4		審査会を開催することにより、認定までに時間がかかり迅速な運用に結びつかないのではないのでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・審査会を設け、店舗がガイドラインに沿って適切に感染症対策を行っていることを確認することで、認定制度の信用力を高め、消費者の安心感に繋がると考えます。</li> <li>・受付期間を令和3年2月までに原則として月1回程度設け、頻繁に認定機会を定めるとともに、速やかに認定となるよう対応しています。</li> </ul>
5		他の認定制度と重複してもよいのでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重複も可能としています。</li> </ul>
6		認定制度は、新型コロナウイルス感染者が発生しないことを認定するものなのでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認定制度は、業界団体が作成した感染症対策ガイドラインに基づき、感染症対策を実施していることを認定するものであり、認定店舗での新型コロナウイルス感染者が発生しないことを保証するものではありません。</li> </ul>
7		各商工会議所または群馬県商工会連合会へ申請を行うが、県が認定するのでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請現地調査等を各商工会議所、群馬県商工会連合会が実施し、最終的に県が認定をします。</li> </ul>
8		認定に伴う責任の所在はどこにあるのでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認定については、審査会の意見を踏まえ、県が認定の適否を判断しています。</li> </ul>
9		認定期間は令和3年12月末までだが、令和4年以降も認定制度を継続するのでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和4年以降の認定制度継続については、今後の新型コロナウイルス感染症の状況をみながら判断します。</li> </ul>

NO	項目	質問事項	回答
10	申請関係	申請書はどこで入手できるのでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県ホームページに掲載しています。</li> <li>県ホームページ：<a href="http://www.pref.gunma.jp/06/g09g_00363.html">http://www.pref.gunma.jp/06/g09g_00363.html</a></li> </ul>
11		どこに申請したらよいのでしょうか。	<p>《店舗の運営事業者が中小・小規模事業者の場合》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・店舗の所在する地域を管轄する各商工会議所または群馬県商工会連合会となります。申請場所は、店舗の所在地によって異なるため、募集要項もしくは県ホームページから確認してください。</li> <li>・商工団体の会員、非会員は問いません。</li> <li>県ホームページ：<a href="http://www.pref.gunma.jp/06/g09g_00363.html">http://www.pref.gunma.jp/06/g09g_00363.html</a></li> </ul> <p>【お問い合わせ先】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・前橋商工会議所：027-234-5111</li> <li>・高崎商工会議所：027-361-5171</li> <li>・桐生商工会議所：0277-45-1201</li> <li>・伊勢崎商工会議所：0270-24-2211</li> <li>・太田商工会議所：0276-45-2121</li> <li>・館林商工会議所：0276-74-5121</li> <li>・渋川商工会議所：0279-25-1311</li> <li>・沼田商工会議所：0278-23-1137</li> <li>・富岡商工会議所：0274-62-4151</li> <li>・藤岡商工会議所：0274-22-1230</li> <li>・群馬県商工会連合会：027-231-9779</li> </ul> <p>《店舗の運営事業者が中小・小規模事業者以外の場合（大企業等）》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・群馬県産業経済部経営支援課あてに提出してください。</li> <li>〒371-8570 前橋市大手町1-1-1 TEL：027-226-3342</li> </ul>
12		どのように申請したらよいのでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・メール、郵送もしくは持参の方法で提出してください。</li> <li>（感染症対策を踏まえ、メールでの提出を推奨します。）</li> </ul>
13		店舗の感染症対策はどのようなことを実施すればよいのでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・店舗が属する業界の業界団体等が作成した感染症対策ガイドラインに記載してある対策の内容を全てを実施してください。</li> <li>・参考となる主なガイドラインについては、県ホームページにリンクを掲載しています。</li> <li>※対象となるガイドラインがない場合、県経営支援課までメール（<a href="mailto:keieika@pref.gunma.lg.jp">keieika@pref.gunma.lg.jp</a>）にてご相談ください。</li> </ul>
14		申請期間はいつ頃になりますか。	<p>以下のとおり申請期間を設けています。</p> <p>第1次受付：令和2年7月17日（金）～7月27日（月）</p> <p>第2次受付：令和2年8月17日（月）～8月31日（月）</p> <p>第3次受付：令和2年9月中旬～</p> <p>※申請期間は変更となる場合もあるので、県ホームページで最新の情報を確認してください。</p>
15		飲食店のガイドラインの項目に「決済」がありますが、現金決済が主であり、キャッシュレス化はハードルが高い場合には、どのように対応すればよいでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「決済」はキャッシュレス化だけではなく、現金を扱った後に手洗い、消毒の徹底でも対応とすることが可能です。衛生管理を徹底することが趣旨です。</li> </ul>
16		美容業のガイドラインの項目に「キャッシュレスの利用」とありますが、キャッシュレスを導入していない店舗は認定されないのでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ガイドライン作成団体である群馬県美容業生活衛生同業組合では、「キャッシュレスを導入していなければコイントレーの活用や現金を扱った際の手指の消毒等でも構わない」としていますので、キャッシュレスを導入していない店舗でも代替措置が適切に取られていれば認定対象となります。</li> </ul>
17		どのガイドラインを参照すれば良いのかわからない場合、どのように対応すればよいでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・参考とする主なガイドラインについては、県ホームページにリンクを掲載しています。</li> <li>県ホームページ：<a href="http://www.pref.gunma.jp/06/g09g_00363.html">http://www.pref.gunma.jp/06/g09g_00363.html</a></li> <li>※該当するガイドラインがない場合、県経営支援課までメール（<a href="mailto:keieika@pref.gunma.lg.jp">keieika@pref.gunma.lg.jp</a>）にてご相談ください。</li> </ul>
18		業界団体がガイドラインを策定していない場合、何を参考とすれば良いのでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・厚生労働省が作成した「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」を参考にしてください。</li> <li>厚生労働省（群馬労働局）ホームページ： <a href="https://jsite.mhlw.go.jp/gunma-roudoukyoku/newpage_00149.html">https://jsite.mhlw.go.jp/gunma-roudoukyoku/newpage_00149.html</a></li> </ul>
19		ガイドライン業種区分表において、ガイドライン名が「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」（厚生労働省作成）となっているが、業界団体がガイドラインが作成されている場合、どのように対応すればよいでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ガイドライン名が「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」となっている業種において、業界団体が作成したガイドラインがある場合は、業界団体が作成したガイドラインを優先してご使用ください。</li> </ul>
20		申請書の添付書類に、「ガイドラインに基づく感染症対策を実施していることがわかる写真」とありますが、宿泊業の場合、具体的にどのような写真を添付すればよいでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・フロント・ロビー、食事処・レストラン、大浴場等多くの宿泊客が同時に利用する場所における感染防止対策がわかる写真を添付してください。</li> </ul>

NO	項目	質問事項	回答
21	認定審査会	審査委員はどのような構成となるのでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各商工会議所や群馬県商工会連合会のほか、市町村、地元の飲食店組合、県が審査委員となり共同で審査を実施します。</li> </ul>
22		申請から認定されるまでどれくらいかかりますか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請受付期間の最終日から概ね2週間程度としています。</li> </ul>
23		認定されなかった場合、再申請は可能でしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・再申請は可能です。</li> </ul>
24		現地調査はあるのでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>《店舗の運営事業者が中小・小規模事業者の場合》</li> <li>・各商工会議所、商工会の職員による現地調査を実施します。</li> <li>《店舗の運営事業者が中小・小規模事業者以外の場合（大企業等）》</li> <li>・県職員による現地調査を実施します。</li> </ul>
25		現地調査は申請後、何日後までに実施しますか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請後、審査会開催日までに実施します。</li> </ul>

NO	項目	質問事項	回答
26	対象事業者	どのような事業者が認定の対象となるのでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主に日本標準産業分類（平成25年10月改訂）の大分類「宿泊業、飲食サービス業」、「小売業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」に該当し、一般消費者を対象とするビジネスを営む事業者が対象です。</li> <li>・認定制度が、客足の回復に不安を持つ事業者及び消費者への安心の提供を目的としていることから、業種については、新型コロナウイルス対策を適切に行うことで、消費者が安心して入店でき、業績改善につながる業種（消費者向けの販売・サービスの提供を行っている事業者）を幅広く対象とします。（観光農園など分類は「農業」に分類されるものでも、一般消費者を対象とする事業形態であれば、個別に判断し対象としています。）</li> </ul>
27		みなし大企業はどのように分類されるのでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・みなし大企業は大企業に分類され、申請書の提出先が県となりますのでご注意ください</li> <li>※みなし大企業とは、大企業である親会社から出資を受けているなど、実態としては大企業の傘下にある企業を指します。</li> </ul>
28		自身の事業が対象業種が分からない場合、どうしたらよいでしょうか。	<p>以下の流れでご確認ください。</p> <p>①県ホームページの「4 対象店舗」をご確認ください。  県ホームページ：<a href="http://www.pref.gunma.jp/06/g09g_00363.html">http://www.pref.gunma.jp/06/g09g_00363.html</a></p> <p>②（①で分からなかった場合）電話の集中を避けるため、県経営支援課までメール（<a href="mailto:keieika@pref.gunma.lg.jp">keieika@pref.gunma.lg.jp</a>）でお問い合わせください。</p> <p>※お問い合わせの注意点※</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・店舗の事業内容を詳細に記載してください。</li> </ul>
29		複数のテナントを有する店舗は認定対象となりますか。また、認定対象となる場合、申請者はどのように対応すればよいでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・店舗の運営事業者が対象要件を満たしていれば認定対象となります。ただし、テナントの業種が複数ある場合はチェック箇所も多く、現地調査で時間を要することが予想されることから、店舗の管理部門が予め各テナントのチェックを行い現地調査員に報告するなど、必要な調整を行ったうえで申請してください。</li> </ul>
30		一つの店舗内で飲食と物販を行っている場合、どのガイドラインを参考にすればよいのでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・店舗の主となる業種のガイドラインを使用してください。判断が難しい場合は、飲食業及び小売業の両方のガイドラインに沿った感染症対策を行い、申請時にその旨を申し出てください。</li> </ul>
31		コンビニエンスストアは制度の対象となるのでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・店舗の運営事業者が対象要件を満たしていれば対象となります。</li> </ul>
32		保険業は制度の対象となるのでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認定制度が、客足の回復に不安を持つ事業者及び消費者への安心の提供を目的としていることから、保険業についても、新型コロナウイルス対策を適切に行うことで、消費者が安心して入店でき、業績改善につながると判断できる場合は対象となります。</li> </ul>
33		スナックはどのガイドラインで対策を行えばよいのでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スナックはバーの一種であるため、全国社交飲食業生活衛生同業組合の社交飲食業における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラインに基づいて対策を行ってください。</li> </ul>
34		整体院を営んでいる場合、どのガイドラインを参考にすればよいのでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業種に応じたガイドラインが無いため、厚生労働省作成の「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」の項目を満たした上、申請書に添付してください。</li> <li>※整体院については、治療行為に保健が適用される場合等、医療行為を行っている場合は産業分類上「医療・福祉」に該当するため、本制度の認定対象外となります。手技を用いて心身の緊張を弛緩させるための施術を行う場合は、「生活関連サービス業、娯楽業」のリラクゼーション業に該当するため、本制度の対象となります。</li> </ul>
35	主な事業はリフォーム業であるが、照明器具等の販売も行っている場合、小売業として対象業種にあたるかと考えてよいでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象業種になります。使用するガイドラインはリフォーム業に該当するガイドラインではなく、小売業に該当するガイドラインを使用してください。</li> </ul>	
36	施設内のカフェ等の運営を受託している場合、誰が申請者になるのでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託により店舗の運営管理を行っている事業者が、運営管理の一環として認定制度の申請者となります。</li> </ul>	

NO	項目	質問事項	回答
37	認定関係	認定されるとどうなるのでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認定ステッカーとポスターを配付します。店舗に掲示していただき、安全安心の認定店舗としてPRに活用してください。</li> <li>・認定事業者で希望する事業者の方は、県ホームページで店舗名、所在地、業種、電話番号を掲載します。</li> <li>・他の認定事業者と連携し、ニューノーマル創出支援事業の申請が可能となります。</li> </ul>
38		認定ステッカー、ポスターはどのように配布するのでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認定となった店舗の事業者が、申請を行った商工団体の窓口で引き取る形になります。</li> <li>※原則、郵送等での送付は行いません。</li> </ul>
39		認定の有効期限はありますか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年12月31日です。</li> </ul>
40		認定が取り消しとなる場合はあるのでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認定後に申請書の内容の虚偽が発覚した場合や店舗内の感染症対策が認定基準を満たしていないことが判明した場合などは認定取り消しとなる場合があります。</li> </ul>
41	認定関係	認定後に店舗で新型コロナウイルス感染者が発生した場合、認定の取り消しとなるのでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認定は一時停止となります。一時停止となった場合、認定証、認定ステッカー等の掲示を取りやめていただきます。</li> </ul>
42		認定の一時停止は、いつまで実施されるのでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>以下の事項をすべて満たした場合、認定の再開を通知します。</li> <li>・店舗が保健所の指導に準じて店舗内の消毒等を実施していること。</li> <li>・県の職員が店舗の状況調査を実施し、店舗が十分な感染症対策を実施していると判断できること。</li> </ul>
43		認定証（認定ステッカー等）を紛失、破損してしまった場合、再発行できるのでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則1回までは発行可能です。ただし、認定番号は新規に発行し、以前の番号は廃番となるため、紛失後に発見した場合には、以前のステッカー、ポスターを商工団体へ返却してください。</li> </ul>
44		県内に10店舗を出店している場合、それぞれに申請する必要があるのでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>《店舗の運営事業者が中小・小規模事業者の場合》</li> <li>・店舗ごとに各商工団体へ申請を行ってください。</li> <li>《店舗の運営事業者が中小・小規模事業者以外の場合（大企業等）》</li> <li>・店舗ごとに申請書を作成のうえ、まとめて県へ申請してください。</li> </ul>
45		認定ステッカー等の画像を店舗のホームページに掲載することは可能ですか。また、画像データ等の提供はお願いできますか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認定店舗のホームページへの掲載は可能です。画像データについては、認定ステッカー等の配付の際に希望を確認し、希望者には各商工会議所、群馬県商工会連合会からメール等でお渡しします。</li> </ul>
46		複数の入口がある店舗で、認定ステッカー・ポスターを各入口に掲示したい場合、認定ステッカー・ポスターをコピーして掲示することはできますか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要最小限のコピーは可能です。ただし、コピーは認定番号がはっきり確認できるものとし、作成した部数及び掲示場所を管理してください。</li> </ul>